平成２３年（再イ）第１７０号
埼玉県日高市大字鹿山211番地45
再生債務者　新関　進一
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月26日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成24年６月７日まで
平成24年５月７日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第２号
埼玉県狭山市大字水野1210番地の27
再生債務者　高地　信義
1　決議に付する再生計画案　平成24年５月１日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成24年６月８日まで
平成24年５月８日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第３０号
神戸市垂水区西舞子２丁目12番54―216号
再生債務者　木下　浩治
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月28日まで
平成24年５月７日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２３年（再イ）第２８号
三重県度会郡玉城町蚊野2216番地72
再生債務者　宿　　公洋
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月11日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月29日まで
平成24年５月８日
津地方裁判所伊勢支部再生係

平成２３年（再イ）第８号
鳥取県米子市皆生３丁目14番５号　103号
再生債務者　佐治　浩二
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年６月７日まで
平成24年５月８日　鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（再イ）第１号
鹿児島県霧島市隼人町小田591番地６
再生債務者　岩井洋二郎
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月19日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年６月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年６月４日まで
平成24年５月７日
鹿児島地方裁判所加治木支部

平成２４年（再イ）第４号
高知市桟橋通４丁目15番34―1402号　アルファステイツ桟橋通りⅡ
再生債務者　野村　和彦
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年６月５日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年６月５日まで
平成24年５月８日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第２号
青森県上北郡おいらせ町浜道104番地63
再生債務者　早川　圭祐
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年６月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年６月７日まで
平成24年５月８日
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（再イ）第６４号
兵庫県明石市川崎町２番13―247号
再生債務者　日高　　修
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年６月８日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年６月８日まで
平成24年５月８日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２３年（再イ）第６５号
兵庫県明石市川崎町２番13―247号
再生債務者　日高千佳子
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年６月８日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年６月８日まで
平成24年５月８日
神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第２号
兵庫県西宮市山口町上山口２丁目８番22号、認可決定確定時の住所兵庫県西宮市山口町名来２丁目10番24号Ｃ棟108号
再生債務者　冨岡奈緒美
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成18年５月11日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年５月７日　神戸地方裁判所尼崎支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第６１号
埼玉県比企郡小川町大字中爪108番地11
再生債務者　竹内　　忍
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年５月７日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（再イ）第１０号
鳥取県東伯郡琴浦町大字出上236番地１
再生債務者　丸岡　伸洋
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年５月７日　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（再イ）第２号
滋賀県東近江市建部下野町１番地82
再生債務者　岡　竜太郎
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年５月８日　大津地方裁判所彦根支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１号
千葉県木更津市清川１丁目21番20号
再生債務者　浦邉　岳史
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月28日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月11日から平成24年６月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（再ロ）第１号
福井県敦賀市公文名30号１番地の34
再生債務者　野鹿　一男
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年６月５日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月８日から平成24年６月22日まで
福井地方裁判所敦賀支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１０００３号
埼玉県草加市氷川町830―１―704
再生債務者　松本　　稔
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年５月22日まで
平成24年５月１日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１０００６号
東京都墨田区文花３―17―16―514
再生債務者　渡辺　幸人
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月23日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年５月22日まで
平成24年５月１日
東京地方裁判所民事第20部